

「剪定見習い制度」のご案内

剪定見習い制度は、単独で剪定作業に従事できる会員の育成を目的としています。
あわせて、当センターの植木班の強化と持続可能な剪定受注体制の構築、また、会員の就業機会の拡大を目指しています。

①剪定見習い会員となる条件

次の条件をあらかじめ了承された会員が見習い会員になることができます。

- a. 当センターでの剪定作業に従事することを強く希望する会員
- b. おおむね1年間において剪定作業に従事する200時間を目途（ただし、指導会員の評価により短縮されることがあります。）
- c. 見習い就業報酬（配分金）は、1時間当たり800円（センターが見直しを行った場合はその金額）
- d. 指導会員の評価に対する異議申立の禁止

〔参考〕植木班登録会員数と就業状況

登録会員数	就業あり	平均年齢
62名	42名	75歳

②剪定従事会員の感想

- ・年間を通じて一定の仕事量・収入が確保でき、生活サイクルができています。
- ・剪定完成時の充実感を味わうことができ、ストレス解消もできています。
- ・年をとっても働くことができる仕事なので、自分の中に向上心が芽生えている。

【剪定見習い制度のイメージ】

▼ステップ1：センター事務局への「剪定見習い就業申出書」の提出



▼ステップ2：指導会員に同行して技術や知識、発注者との接し方等の習得



▼ステップ3：指導会員から「合格」の評価を受けたら、“ひとり立ち！”



▼ステップ4：一人で、またグループで剪定作業に従事



▼ステップ5：剪定作業への従事とともに、指導会員として後継者育成に貢献



～問い合わせ／申出書の入手・提出先～
公益社団法人伊勢原市シルバー人材センター・事務局
電話：(0463)92-8801